ショートステイしがそせい苑

－　介護予防短期入所生活介護　－

重要事項説明書

様

1.	施設経営法人	1
2.	ご利用施設	1
3.	施設の概要	3
4.	職員の配置状況	4
5.	サービスの概要	5
6.	利用料金	8
7.	介護予防短期入所生活介護計画書の作成	１３
8.	施設利用の注意事項	１４
9.	サービス利用に当たっての禁止行為	１６
10.	協力医療病院について	１７
11.	施設を退所していただく場合（契約の終了）	１９
12.	非常災害対策について	２１
13.	秘密保持	２１
14.	衛生管理	２１
15.	事故発生時の対応について	２１
16.	個人情報の保護について	２２
17.	記録の整備	２２
18.	身体拘束の禁止について	２３
19.	苦情の受付について	２３
20.	施設サービスの評価	２３

1. 施設経営法人

法　人　名：　社会福祉法人　永山会

法人所在地：　京都府京都市伏見区下鳥羽但馬町 150 番地

電 話 番 号：　０７５（６０５）１０２６

代表者氏名：　理事長　　津田 知宏

設 立 年 月：　平成　６年　１１月

2. ご利用施設

- **施 設 の 種 類**

指定介護予防短期入所生活介護　（定員２０名）
平成１５年３月１日指定　　（滋賀県　第２５７０７００２８２号）

- **施 設 の 目 的**

指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。介護予防短期入所生活介護サービスは、要介護認定で要支援１または２のいずれかに認定を受けられている方がご利用いただけます。

- **施 設 の 名 称**

ショートステイ　しがそせい苑

- **施 設 の 所 在 地**

滋賀県守山市水保町２６５０－１

- **建 物 の 構 造**

鉄筋コンクリート　地上４階建の１階部分

- **建 物 の 延 べ 床 面 積**

５９９０．７５㎡

（ 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 ）

平成１５年　３月　１日指定　滋賀県第２５７０７００２８２号 （定員８０名）

（ 通 所 介 護 ）

平成１５年　３月　１日指定　滋賀県第２５７０７００２８２号 （定員３０名）

（ 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 ）

平成１５年１１月　１日指定　滋賀県第２５７０７００２８２号

▪ 電 話 番 号

０７７（５８５）７８７８

▪ ＦＡＸ番号

０７７（５８５）７８７０

▪ 管 理 者

北　村　　嘉　則

▪ 当 施 設 の 運 営 方 針

“ 明るく・楽しく・美しく ”

私たちは、

明 る い 笑 顔

楽 し い 暮 ら し

美 し い 心

ですごします。

▪ 開 設 年 月

平成１５年　３月　１日

▪ 入 所 定 員

２０名（1ユニット１０名・2ユニット）

▪ 併 設 事 業　※当施設では、次の事業を併設して実施しています。

（ ケ ア ハ ウ ス ）

平成１５年　３月　１日開設

3. 施設の概要

- 当施設では以下の居室、設備をご用意しています。
 居室は、全室個室です。
- 浴室は、一般浴・リフト浴・特殊浴　の３種類です。
- 共同生活室は２箇所です。　（共同生活室ごとに便所２箇所設備）
- 機能回復訓練室・医務室を１階に設けております。
- 上記は厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設及び併設短期入所生活介護に必置が義務づけられている施設・設備等です。

［居室の変更］

利用者から居室変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議の上決定するものとします。

4. 職員の配置状況

- 当施設では、利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

［主な職員の配置状況］　　２０２６年　６月　１日時点

職　　種	内　容	配　置　人　数
1.　施設長	施設の職員の管理及び、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います	１名（兼務）
2.　介護職員	利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して適切な介護を行います	９名
3.　生活相談員	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるようサービス調整、他機関との連携を行います	１名
4.　看護職員	利用者の看護、健康管理、保健衛生業務及び医師の診察補助を行います	１名
5.　機能訓練指導員	利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行います	１名（兼務）
6.　医師	利用者の健康管理、保健衛生指導及び療養上の指導を行います	２名（嘱託）
7.　管理栄養士	栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好並びに適時適温を考慮した食事の提供が行います	１名（兼務）
8.　調理員	食事の提供に必要な調理を行います	業務委託
9.　事務員	事業所の維持・運営に必要な事務を行います	３名（兼務）

［主な職員の配置状況］

職　　種	勤　　務　　体　　系	
医　師	週２回（月・金）⇨	１４：００～１７：００
介　護　職　員	A早　　出　⇨	６：３０～１５：３０
	B早　　出　⇨	７：３０～１６：３０
	日　　勤　⇨	８：３０～１７：３０
	遅　　出　⇨	１３：００～２２：００
	夜　　勤　⇨	２１：４５～　６：４５
生　活　相　談　員	日　　勤　⇨	８：３０～１７：３０
看　護　職　員	日　　勤　⇨	８：３０～１７：３０

5. サービスの概要

- 当施設では、利用者に対して以下のサービス提供をします。

［　介護給付対象サービス　］

以下のサービスについては、利用料金の９割、８割または７割が介護保険から給付されます。

① 食事の介護及び栄養管理

- 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- 食材料費と調理コスト相当額については実費負担となります。
- 利用者の自立支援のため共同生活室で食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝　食：８：００～　　昼　食：１２：００～　　夕　食：１８：００～

② 排泄の介護

- 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 入浴の介護

- 入浴又は清拭を週２回以上行います。
- 寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することもできます。
- 体調あるいは入浴拒否により入浴できない際もあります。生活リズムの兼ね合いもあり無理強いは出来ませんのでご了承下さい。

④ 健康管理

- 医師や看護職員が、健康管理を行います。
- 薬は施設内の医務室で管理します。

⑤ 機能訓練

- 利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の訓練またはその減退を防止するために生活リハビリとしての訓練を実施します。

⑥ その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行います。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、援助します。
- ご自宅での生活のリズムが損なわれないよう配慮します。

［　介護保険の給付対象外サービス　］

- 以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

- 利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。
- 実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額　（１日当たり）のご負担となります。

② 滞在に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

- この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物の減価償却費等）を、ご負担していただきます。ただし介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額（１日当たり）のご負担となります。

③ おやつ

- 当苑からおやつを提供することができます。

④ 喫茶

下記喫茶を利用していただくことができます。

- コーヒー喫茶：第１～第４水曜日
- 喫茶「再会」：第２月曜日

⑤ 理髪・美容

- 理容師の出張による理髪サービス（整髪、顔剃、洗髪）を利用していただくことができます。利用料金は実費です。

⑥ レクリエーション、クラブ活動

- 利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
- 行事等で参加料金が必要な場合は事前にお伝えします。

⑦ 電気代

- 利用者の居室で使用される電化製品（テレビ、冷蔵庫、電気アンカー、電気毛布等）については所定の金額をいただきます。
- 使用時には届出を提出してください。

⑧ 複写物の交付

- 利用者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。

⑨ 証明書の発行

- 利用者の求めに応じて証明書を発行させていただきます。

⑩ 日常生活費

- 法で定められた金額をいただきます。
- 洗濯は施設にて行います。但し、ウール製品、皮製品等、特殊な衣類に関しては、ご家族若しくは外部業者にご依頼ください。また、洗濯が必要でない等の利用料金の減額はありません。退苑当日に出た洗濯物に関しましては、ご自宅に持ち帰っていただき洗濯していただく場合がございます。
- おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

おやつ代	**150円／日**
クラブ活動・行事材料費	**実費**
理美容代	**実費**
コーヒー喫茶	**100円／杯**
喫茶 「再会」	**200円／杯**
電気代（冷蔵庫・電気毛布・あんか等）	**33円／日**
複写代	**10円／枚**
証明書代	**300円／枚（証明印毎）**

6. 利　用　料　金

［介護給付サービスによる料金］

- 利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

［その他　介護保険給付サービス加算］

送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、片道ごとに加算
サービス提供体制加算Ⅰ	利用者が安心して利用できるように専門的職員を配置し、また職員の一定以上の雇用を行っていることによる事業所評価での１日あたりの加算
機能訓練体制加算	常勤の機能訓練指導員が配置されている加算
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数の 17.6%（所定単位数＝基本及び加算サービスの単位数の合計）

自己負担額　１割（１日あたり）　　（注）自己負担額は上段の金額です

利用者の要介護度	要支援1	要支援2
a)サービス利用料	547 円 （5464 円）	678 円 （6776 円）
b）サービス提供体制加算Ⅰ	23 円 （227 円）	
c）機能訓練体制加算	13 円 （124 円）	
d)療養食加算（対象者のみ）	9 円　（1食につき） （82 円）	
e）送迎加算(必要時)	190 円　（片道につき） （1900 円）	
送迎範囲：守山、野洲、栗東、草津/送迎範囲外：エリアを越えて片道 2km までは 20 円，片道 2km 以上 1km ごとに 20 円、別途有料道路代は実費。　送迎時間帯は9：00～17：00 土・日曜日の送迎は実施しておりません。　家族送迎は8：45～17：00		
f）介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	（a＋b＋c＋d＋e）×0.176	

（1 単位＝10．33円）

食費	1545円（第四段階） 1360円（第三段階②）1030円（第三段階①） 600円（第二段階）　300円（第一段階）
居住費（滞在費）	2066円（第四段階）1370円（第三段階）880円（第二段階 ・ 第一段階）

食費の内訳（朝食 400 円・昼食 650 円・夕食 495 円）

a)介護報酬単位 「併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）・ ユニット型個室」

自己負担額　２割（１日あたり）　　（注）自己負担額は上段の金額です

利用者の要介護度	要支援1	要支援2
a)サービス利用料	1093 円 （5464 円）	1356 円 （6776 円）
b)サービス提供体制加算Ⅰ	46 円 （227 円）	
c)機能訓練体制加算	25 円 （124 円）	
d)療養食加算（対象者のみ）	17 円　（1食につき） （82 円）	
e)送迎加算(必要時)	380 円　（片道につき） （1900 円）	
送迎範囲:守山、野洲、栗東、草津/送迎範囲外:エリアを越えて片道 2km までは 20 円，片道 2km 以上 1km ごとに 20 円、別途有料道路代は実費　送迎時間帯は9:00～17:00 土・日曜日の送迎は実施しておりません。　家族送迎は8:45～17:00		
f)介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	(a＋b＋c＋d＋e)×0.176	

（1 単位＝10．33円）

食費	1545円（第四段階） 1360円（第三段階②）1030円（第三段階①） 600円（第二段階）　300円（第一段階）
居住費(滞在費)	2066円(第四段階) 1370円(第三段階) 880円(第二段階 ・ 第一段階)

食費の内訳（朝食 400 円・昼食 650 円・夕食 495 円）

a)介護報酬単位 「併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ） ・ ユニット型個室」

自己負担額　３割（１日あたり）　　（注）自己負担額は上段の金額です

利用者の要介護度	要支援1	要支援2
a)サービス利用料	1640 円 （5464 円）	2033 円 （6776 円）
b)サービス提供体制加算Ⅰ	69 円 （227 円）	
c)機能訓練体制加算	38 円 （124 円）	
c)療養食加算（対象者のみ）	25 円　（1食につき） （82 円）	
d)送迎加算(必要時)	570 円　（片道につき） （1900 円）	
送迎範囲:守山、野洲、栗東、草津/送迎範囲外:エリアを越えて片道 2km までは 20 円，片道 2km 以上 1km ごとに 20 円、別途有料道路代は実費　送迎時間帯は9:00～17:00 土・日曜日の送迎は実施しておりません。　家族送迎は8:45～17:00		
f)介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	(a＋b＋c＋d＋e)×0.176	

（1 単位＝10．33円）

食費	1545円（第四段階） 1360円（第三段階②）1030円（第三段階①） 600円（第二段階）　300円（第一段階）
居住費（滞在費）	2066円（第四段階）1370円（第三段階）880円（第二段階 ・ 第一段階）

食費の内訳（朝食 400 円・昼食 650 円・夕食 495 円）

a)介護報酬単位 「併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ） ・ ユニット型個室」

介護度	

介護サービス費

サービス提供体制加算Ⅰ
22

機能訓練体制加算
12

療養食加算（対象者のみ）
24 （1食 8 単位）

送迎加算（必要時）
184

合計　　（a）

（a）×0．176

介護処遇改善加算Ⅰロ
（b）

（a＋b）×10．33円

介護サービスに係る総額
円

↓

介護保険より給付される額
円

サービス利用に係る自己負担額
円 （c）

（c）＋食費・滞在費

自己負担額合計（1日）
円

［利用料金のお支払い方法］

料金・費用は、１回の利用ごとに計算し、ご請求しますので翌月末日までにお支払い下さい。

＊指定銀行(滋賀銀行)からの自動口座振替(口座振替手数料は自己負担)

＊しがそせい苑事務所（窓口）で現金にてお支払い
※　土曜日・日曜日・年末年始(１２/３１～1/3)を除く９：００～１７：００

＊請求書同封の所定口座にお振り込み(振込手数料は自己負担)

7. 介護予防短期入所生活介護計画書の作成

- 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「介護予防短期入所生活介護計画（ケアプラン)」に定めます。
 「介護予防短期入所生活介護計画（ケアプラン)」の作成およびその変更は次の通り行います。

① 当事業所の生活相談員に、「居宅サービス計画」の内容を踏まえ、介護予防短期入所生活介護計画の原案作成やその為に必要な調査等の業務を担当させます

↓

② その担当者は介護予防短期入所生活介護計画の原案について、利用者およびその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します

↓

③ 介護予防短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて変更の必要があるかどうかを確認し変更の必要のある場合には、利用者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。

↓

④ 介護予防短期入所生活介護計画が変更された場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。ご同意いただけない場合には再び③を行います。

8. 施設利用の注意事項

- 当施設のご利用に当たって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

① 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- 生もの、ペット、危険物（刃物等)、高額なもの、その他、他の利用者のご迷惑となる物
- ラジオは持ち込み可能ですが、他の利用者の迷惑にならないように使用して下さい。
- テレビ、電気毛布、その他の電気製品等の持ち込みについてはご相談下さい。
- 利用者の個人管理のお金については、紛失した場合も一切責任がおえません。万一の紛失時に備えて、衣類・生活用品等の持ち物には、目立たない所に全て名前を記入して下さい。

② 面　会

- 面会時間　　９：００～２０：４５
- 来苑時は、事務所にて必ず面会簿にご記入下さい。
- なお、来苑される場合、生ものの持ち込みはご遠慮下さい。食事療法等を行っている方もいらっしゃいますので他の利用者へのお心遣いはご遠慮下さい。

③ 食事

- 朝食・昼食・夕食各々の金額を一食単位でご請求させていただきます。
 ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（１日当たり）のご負担となります。

④ 施設・設備の使用上の注意

- 居室および共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚した場合には、利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施および安全衛生上の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、利用者のプライバシー等の保護について十分配慮を行います。
- 他の利用者や当施設の職員に対し、宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑を及ぼすような行為を行うことはできません。

⑤ 喫煙・飲酒

- 施設内は全面禁煙です。
- 飲酒は基本的には可能ですが、利用者の身体状況、その他により制限させていただくこともあります。飲酒にあたっては医師の確認を必要とします。

⑥　体調について

- ご利用の初日に職員に対して健康状態及び最終排便日をお知らせ下さい。発熱や咳、体調不良の際にはご利用をお断りすることもあります。

⑦　入所基準

- 発熱、風邪症状がある時

 熱の基準は、３７．０度以上でご利用を見合わせとさせていただくことがあります。また、熱がなくても咳や鼻汁などの風邪症状がある際には、症状が治まるまでご利用を見合わせさせていただくことがあります。

 （ただし、病院受診され鼻炎など感染の疑いがないと診断されている場合を除きます）

 病院で風邪薬を処方されている場合は、症状（熱・咳等）が治まって４８時間経過した時点で、ご利用していただけます。

 （ただし、ﾉﾛｳｲﾙｽやｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ等感染症の場合は潜伏期間がございますので、その際はご自宅で様子をみていただくこともございます。）

 ご利用中に３７．５度以上の発熱があった際には、居室で休んでいただき、身体の一部を冷やし、風邪症状の有無をみさせていただきます。解熱しない場合は家族と相談の上、受診していただくこととなります。

 また、夜間帯の急な発熱に関しましては、解熱剤を持参されている方は、解熱剤を使用、持参されていない方は身体の一部を冷やし翌朝受診していただくこととなります。

- 下痢や嘔吐の症状がある時

 下痢・嘔吐の症状や回数、体調によっては、感染症の疑いあるため、早急に受診していただくことがあります。

- 水分や食事が全く摂取できない時

 ご利用前より摂取できないご状態が続いている場合はご利用を中止させていただく場合があります。ご利用中に全く摂取できないご状態が続いた際には、家族に補食の持参を依頼させていただくこともございます。また、三食摂取されなかった際には、受診をおすすめしています。

- 救急搬送や病院受診をされた時

 救急搬送後、入院加療せずに自宅に帰られる際には、状態に応じて３日～５日はご自宅で様子をみていただきます。その後、体調変化みられない場合には家族の介護負担を考慮させていただき、担当のケアマネージャーと相談し、入所を検討させていただきます。

- 皮膚疾患の症状がある時の対応

 感染の疑いもあるため、必ず専門医（皮膚科）の受診をお願い致します。感染症ではない皮膚疾患と診断された場合には、ご利用して頂けます。感染症と診断された場合は、ご利用を見合わせていただきます。

＊　ショートステイしがそせい苑入所基準に従い、入所判定をさせていただいておりますが、集団生活上、感染症の拡大等起こる可能性があります。感染予防に努めておりますが、予めご理解とご協力をお願い致します。

○　残存機能を維持し、レベルアップをはかるため個別のプログラムを立て援助を行いますが、加齢に伴いご家族の希望に添えないような機能低下や認知症状が発生することもあります。このことによる、転倒、転落、徘徊、無断離所による怪我の防止に努めますが、国による拘束禁止の通知に基づく対処の限界についてご理解願います。

⑧　その他

- 交通事情により送迎時間が多少異なることがあります。又、送迎車の運転については細心の注意を払いますが、急ブレーキ等避けられない事故が起こる可能性がありますので、ご了承ください。
- 食べ物のアレルギー、車酔い等は事前に連絡して下さい。

9. サービス利用に当たっての禁止行為

他の利用者や職員に対する以下の（著しい迷惑な）行為は固くお断りするとともに、サービスの中断や契約を解除する場合があります。施設の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

①　身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

（例）物を投げつける、叩く、蹴る、唾を吐く、服を引きちぎる等

②　精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

（例）怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求する、差別（的な言動）をする、嫌がらせをする等

③　セクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

（例）必要もなく手や胸をさわる、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す等

④　その他の禁止行為

長時間の電話、頻回な電話、理不尽な要求、過度な要求、特定な職員への攻撃

（例）深夜にわたる電話、1時間に数回の電話、転倒させないで欲しい等

⑤　ご遠慮いただきたい行為

個人的な贈り物、個人的な勧誘等

（例）個人的な差し入れ、プレゼントを渡す、イベント等に招待する等

10.協力医療病院について

［利用中の医療の提供について］

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

病院を受診する場合はご家族の付き添いを必要とします。そのときお薬を貰われた場合は必ず、施設内の医務室にご持参下さい。

［協力医療機関］

［医療機関の名称］ 済　生　会　守　山　市　民　病　院 **［所　在　地］** 滋　賀　県　守　山　市　守　山　四　丁　目　１　４　－　１ **［診　療　科］** 内科・呼吸器科・小児科・外科・整形外科・形成外科・皮膚科 泌尿器科・脳神経外科・眼科・リハビリテーション科・放射線科	**［医療機関の名称］** 滋　賀　県　立　総　合　病　院 **［所　在　地］** 滋　賀　県　守　山　市　守　山　五　丁　目　４　－　３　０ **［診　療　科］** 血液腫瘍内科・免疫内科・腎臓内科・総合内科・整形外科・呼吸器外科 泌尿器科・外科・耳鼻咽喉科・放射線診断科・歯科口腔外科・糖尿病内分泌科・神経内科・消化器内科・形成外科・心臓血管外科・婦人科 皮膚科・放射線治療科・病理診断科・老年内科・眼科・循環器内科 呼吸器内科・乳腺外科・脳神経外科・精神科・麻酔科・緩和ケア科
［医療機関の名称］ **淡　海　医　療　セ　ン　タ　ー** **［所　在　地］** 滋　賀　県　草　津　市　矢　橋　町　１　６　６　０　番　地 **［診　療　科］** 内科・循環器科・消化器科・呼吸器科・神経内科・小児科・皮膚科 アレルギー科・外科・整形外科・リウマチ科・脳神経科・耳鼻咽喉科 泌尿器科・心臓血管外科・麻酔科・放射線科・リハビリテーション科 眼科	**［医療機関の名称］** 済　生　会　滋　賀　県　病　院 **［所　在　地］** 滋　賀　県　栗　東　市　大　橋　二　丁　目　４　－　１ **［診　療　科］** 内科・外科・脳神経外科・整形外科・心臓血管外科・循環器科 耳鼻咽喉科・産科・婦人科・泌尿器科・眼科・皮膚科・小児科 心療内科・消化器科・リウマチ科・リハビリ科・形成外科・麻酔科 放射線科

11.施設を退所していただく場合（契約の終了）

- 当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事由に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

① 利用者が死亡した場合

② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合

③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

⑤ 施設が介護保険の指定取り消された場合、又は指定を辞退した場合

⑥ 利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）

⑦ 事業者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）

［利用者からの解約の申し出（契約解除)］

契約の有効期間であっても、利用者からの解約を申し出ることができます。

但し、以下の場合には、即座に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

② 施設の運営規程の変更に同意できない場合

③ 利用者が入院や他の施設に入所された場合

④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合

⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を契約しがたい重大な事情が認められる場合

⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

［事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除)］

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

① 利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② 利用者のサービス料金の支払いが正当な理由なく３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず３０日間以内に支払われない場合
③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

［円滑な退所のための援助］

利用者が契約を解除する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

• 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設などの紹介
• 居宅介護支援事業者の紹介
• その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

12. 非常災害対策について

① 非常災害に関する具体的計画（消防計画）に基づき、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年２回以上定期的に避難、救出及び消火訓練を行い災害時に備えています。

13. 秘密保持

① 職員は、正当な理由がなくその事実上知り得た利用者、及びその家族等の秘密を漏らしません。また事業者は、漏らさない為の必要な措置を講じます。

② 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

③ 指定居宅支援事業所に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により利用者の同意を得ます。

14. 衛生管理

① 利用者が使用する食器その他の設備または飲用に供する水について衛生的な管理に努めます。また、衛生上必要な措置を講じます。

② 医薬品及び医療用具の管理は適切に行います。

③ 感染症の発生に備え、感染管理委員会を設置し、衛生管理、健康管理等の予防対策と発生時の対策を整備します。感染症の発生を確認した場合には、早急に感染症の拡大を防ぐ対策を講じ、蔓延防止に努めます。なお、月に１回感染管理委員会を開催します。

15. 事故発生時の対応について

① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び市町村、滋賀県、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

② 当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害について事業者は速やかにその損害を補償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、その損害の発生について利用者に故意又は過失が認められる場合には利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の侵害賠償を減じる場合があります。

16. 個人情報の保護について

事業者は利用者の個人情報使用について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

利用者及びその家族等の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用します。

［使用期間］

施設サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

［使用する目的］

- 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
- 行政の開催する評価会議
- 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

［使用する事業者等の範囲］

利用者が関係する保険医療、福祉サービス事業者の全て
行政等監査機関、第三者評価機関

［条件］

- 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して、使用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- 個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、請求があれば開示する。

17. 記録の整備

① 事業者は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行います。

② 利用者に対する介護等の提供に関する記録を整備し、求められれば記録の開示を行います。又、その完結の日から２年間保存します。

18. 身体拘束の禁止について

利用者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為は行いません。但し、利用者または他の利用者等の生命・身体を保護する為に緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適切な手続きにより身体等拘束する場合があります。この場合でも、利用者の家族に報告し、必要に応じて情報の開示に努めます。

19. 苦情の受付について

① 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情統括責任者　　本部総苑長　宮川　哲子
- 苦情解決責任者　　施設長　　千代　宜彦
- 苦情受付窓口　　相談員　　井上　彩花
- 第三者委員　　斎藤恵、今井薫
- 受付時間　　平日　９：００～１７：００　　（勤務上不在の際もあります。）

また、提案箱を各フロアに設置しています。

② 行政機関その他の苦情受付機関

- □ 守山市役所介護保険課　　℡：　０７７（５８２）１１２７
- □ 野洲市役所高齢福祉課　　℡：　０７７（５８７）６０７４
- □ 草津市役所介護保険課　　℡：　０７７（５６１）２３６９
- □ 栗東市役所長寿福祉課　　℡：　０７７（５５１）０２８１
- □ 大津市役所介護保険課　　℡：　０７７（５２８）２７５３
- □ 滋賀県国民健康保険団体連合会　　℡：　０７７（５２２）２６５１

20. 施設サービスの評価

管理者は自ら施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図ります。

第三者評価については、当事業所は実施していません。

指定介護予防短期入所生活介護サービスの内容について、本書面に基づき重要事項の説明を行い本書面を交付しました。

年　　月　　日

ショートステイ　しがそせい苑

説　明　者　職名　　生活相談員

氏名　　井上　彩花　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、本書面の交付を受けました。

年　　月　　日

本　人　　住所

氏名　　印

代　理　者　　住所
（主介護者）

氏名　　印　　続柄